

広島県告示第百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定によつて、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十九年三月三十日までの間、縦覧に供する。

平成二十九年三月十六日

広島県知事 湯崎英彦

一 道路の種類
県道
二 路線名
栗谷大野線
三 道路の区域

| | | 区間 | |
|-------|--------|---------------------------|--|
| 新 | 旧 | の新旧別 | |
| 一九・九〇 | 一一・六〇～ | 七・〇〇～七 （敷地の幅員 メートル） | 廿日市市大野字馬ノ口二六四五番四地先から 廿日市市大野字馬ノ口二六四五番一地先まで |
| 三九・七〇 | 三九・七〇 | （延 メートル長） | |
| 拡幅 | | 備 考 | |